

留萌市総合教育会議設置要綱

(設置目的)

第1条 市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市の教育行政に係る課題や目指すべき姿を共有し、教育施策を総合的な見地から推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、留萌市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずるべき措置についての協議
- (4) 前3号に掲げる事務に関する次条第1項に規定する構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

2 市長は、会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 会議の議長は、市長がこれにあたる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、又はこれらの者から意見を聴くことができる。

5 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、

又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、前条ただし書きに規定するときを除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。